



埼玉県報

第270号
令和3年(2021年)
12月17日
金曜日

目次

告示

- 令和3年度公害防止主任者資格認定講習実施（水環境課）
- 飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 山田土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県道大谷本郷さいたま線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）

告示

埼玉県告示第千三百五十六号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第百十六条第一項の規定により、令和三年度公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和三年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習の区分、実施期間、実施場所、実施方法及び予定人員

区分	実施期間	実施場所 実施方法	予定人員
大気関係	令和四年二月九日（水）、同月十五日（火）、同月十六日（水）及び令和四年三月一日（火）から令和四年三月八日（火）まで	対面での実施 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目十三番十八号 埼玉会館多目的ホール	二百三十五人
水質関係	令和四年二月二十二日（火）、同月二十四日（木）、同月二十五日（金）及び、令和四年	対面での実施 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目十三番十八号 埼玉会館多目的ホール	百三十五人

	騒音・振動関係	ダイオキシン類関係
<p>三月九日（水）から同月十六日（水）まで</p>	<p>令和四年二月一日（火）、同月三日（木）、同月四日（金）及び同月二十一日（月）から令和四年三月一日（火）まで</p>	<p>令和四年二月九日（水）、同月十七日（木）、同月十八日（金）及び令和四年三月三日（木）から同月十日（木）まで</p>
<p>令和四年二月二十二日（火）、同月二十四日（木）及び同月二十五日（金）オンデマンド配信での実施 令和四年三月九日（水）から同月十六日（水）まで</p>	<p>対面での実施 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目十三番十八号 令和四年二月二十一日（月）から令和四年三月一日（火）まで</p>	<p>対面での実施 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目十三番十八号 令和四年二月九日（水）、同月十七日（水）まで</p>
<p>百三十人</p>	<p>百三十人</p>	<p>百三十人 五人</p>

	<p>(木) 及び同月十八日(金) オンデマンド配信での実施 令和四年三月三日 (木) から同月十日 (木) まで</p>

二 講習の区分、科目及び合計時間数

区分	科目	合計時間数
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃焼・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術	二〇
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術	二〇
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術	二〇
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 ダイオキシン類関係法規 三 ダイオキシン類の排出防止技術 四 測定技術	二〇

合計時間数には自習時間を含めるものとする。

三 受講資格等

- イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。
- ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

四 提出書類

- イ 公害防止主任者資格認定講習受講申込書
- ロ 公害防止実務経歴証明書
- ハ 工場又は事業場の概要書

五 提出書類の受付期間、提出場所

イ 持参の場合

(1) 受付期間

令和四年一月十一日（火）から一月二十四日（月）の九時三十分から十五時三十分まで

(2) 提出場所

大気関係の提出書類については、埼玉県環境部大気環境課まで
水質関係、騒音・振動関係及びダイオキシン類関係については、埼玉県環境部水環境課まで

ロ 郵送の場合

(1) 受付期間

令和四年一月十一日（火）から一月二十四日（月）まで
埼玉県環境部大気環境課又は埼玉県環境部水環境課宛の簡易書留によること。なお、一月二十四日（月）までの消印のあるものに限る。

(2) 提出場所

大気関係の提出書類については、埼玉県環境部大気環境課まで
水質関係、騒音・振動関係及びダイオキシン類関係については、埼玉県環境部水環境課まで

六 受講申込書の交付

申込手続きが終了後、受講申込書を交付する。

告 示

埼玉県告示第千三百五十七号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス上里店

埼玉県児玉郡上里町大字神保原町字南稻塚千九百九十八番一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年八月四日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年十二月三日

二 縦覧期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

F U J I M A L L 吹上

埼玉県鴻巣市袋九十番地の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ロピア 代表取締役 高木勇輔

神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目九番地 外 計十一者

（変更後）株式会社ロピア 代表取締役 高木勇輔

神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目九番地 外 計十五者

ハ 変更年月日

令和三年九月十日外

ニ 届出年月日

令和三年十二月三日

二 縦覧期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千三百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

F U J I M A L L 吹上

埼玉県鴻巣市袋九十番地の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後九時三十分

（変更後）午前八時から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十時

（変更後）午前七時三十分から午後十時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前七時から午後十時

（変更後）午前六時から午後十時

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 三〇六立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 三一四立方メートル

ハ 変更年月日

令和四年二月一日外

ニ 届出年月日

令和三年十二月三日

二 縦覧期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ロイヤルプロ草加谷塚

埼玉県草加市谷塚上町四百七十八―一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明

大阪府大阪市北区堂島浜二丁目一番二十九号

大規模小売店舗において小売業を行う者

ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明

大阪府大阪市北区堂島浜二丁目一番二十九号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年八月十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百八十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前六時十五分から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年十二月九日

二 縦覧期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー新座店新築工事

埼玉県新座市北野三丁目百二十一番地三外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

オーケー店舗保有株式会社 代表取締役 田中銀一

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

大規模小売店舗において小売業を行う者

オーケー株式会社 代表取締役 二宮涼太郎

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年八月十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千二百六十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一二〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年十二月九日

二 縦覧期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年十二月八日認可した。

令和三年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

山田土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡滑川町

告 示

埼玉県告示第千三百六十四号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業地域

埼玉県秩父県土整備事務所管内のうち秩父市の一部（四十二・〇平方キロメートル）

四 作業期間

令和三年十一月二十五日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百六十五号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）

三 作業地域

加須市全域（百三十三・三〇平方キロメートル）

四 作業期間

令和三年十一月十八日から令和四年三月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第千三百六十六号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業地域

埼玉県秩父県土整備事務所管内のうち秩父市の一部

四 作業期間

令和三年十一月二十五日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百六十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（標高データ（地図情報レベル1000）、1メートルメッシュ）

三 作業地域

埼玉県熊谷市一部、深谷市一部、本庄市一部、上里町一部

四 作業期間

令和三年八月六日から令和三年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千三百六十八号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

朝霞市全域

四 作業期間

令和三年十二月十六日から令和四年三月二十三日まで

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 大谷本郷さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一一地先まで	上尾市大字中新井字北原三三三番九地 先から同市大字中新井字北原三三三番	区 間
六・二二〇八・五五	六・二二〇六・二六	敷地の幅員 (メートル)
一七・二九		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県教委告示第三十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年十二月十七日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和三年十二月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和三年十二月十七日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 荒 木 裕 介

埼玉県監査委員 小久保 憲 一

令和3年度第2回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和2年度、令和3年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

地域機関 44機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和3年8月23日～令和3年10月17日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 1件 (1機関)

番号	部局	機関	概要
1	教育委員会	上尾高等学校	令和2年度に実施した「散水用水中ポンプ取替修繕」について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
総務部	さいたま県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、消費生活支援センター、消費生活支援センター熊谷
福祉部	埼玉学園
保健医療部	朝霞保健所
産業労働部	中央高等技術専門校
農林部	加須農林振興センター、春日部農林振興センター、川越家畜保健衛生所、農村整備計画センター
県土整備部	朝霞県土整備事務所、東松山県土整備事務所、杉戸県土整備事務所
都市整備部	越谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、庄和浄水場、水道整備事務所、水道整備事務所鴻巣支所
教育委員会	南部教育事務所、熊谷図書館、上尾高等学校、上尾南高等学校、岩槻高等学校、越生高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷農業高等学校、庄和高等学校、鷲宮高等学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和三年十二月十七日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 荒 木 裕 介

埼玉県監査委員 小久保 憲 一

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県民生活部	共助社会づくり課	令和3年10月8日 (第250号)	令和2年度アクティブシニアの社会参加支援事業補助金について、規則で定めている補助事業者からの変更交付申請書の徴取及び変更交付決定通知書の交付を行わないまま、支出負担行為の変更を行ったことは不適切であった。	再発防止のため、補助金業務を中心に主幹級以下の職員に対して出納員が財務に関する研修を実施し、特に予算の流れとの関連について周知徹底を図った。また、自己検査チェックリストに項目を追加して活用し、複数の目で確認することによりミスの防止に努める。
危機管理防災部	危機管理課	令和3年10月8日 (第250号)	令和2年度に締結した「令和2年度埼玉県震災対策行動計画策定調査業務委託」について、執行伺を作成していなかったことは不適切であった。	再発防止のため、所属内の全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 契約進行管理チェックシートを活用し、グループリーダーが手続の漏れや事務の進捗の確認を行うよう改めて徹底した。 2 また、契約事務を担当したことがない職員も遺漏なく財務規則に沿った手続を行えるよう、チェックシートを担当内で共有し、複数の目でチェックすることとした。 3 書面による財務研修（全員参加）を実施し、財務に関する知識の向上を図ることとした。

農林部	森づくり課	令和3年10月8日 (第250号)	債権管理簿の記載について、過去の監査や会計実地検査において、記載漏れ等について指導されていたにもかかわらず、是正されずに金額の誤りや記載漏れが複数見られたことは、管理体制として不適切であった。	<p>監査から注意を受けた内容を各管理職・各グループリーダーに対し課内会議で認識させるとともに、全職員にも周知した。また債権管理簿の記帳整理をより正確に徹底するため以下のとおり改善することとした。</p> <p>なお、債権管理簿の金額の誤りと記載漏れについては関係書類を突合し、7月末日までに記帳整理した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 債権管理簿の記載方法が担当ごとにばらばらであったため、課内の取扱いを統一し、記入要領を作成した。 2 債権管理簿への記帳整理は原則、調定時に実施することとした。 3 実施している財務事務の自己検査時に担当ラインだけでなく総務担当や所属長もチェックし複数で確認を徹底することとした。
会計管理者	出納総務課	令和3年10月8日 (第250号)	県収入証紙の紛失について、埼玉県財務規則第215条の規定に基づく事故報告を行わなかったのは不適切であった。	<p>速やかに事故報告書を作成、提出するとともに、再発防止のため、証紙出納簿と証紙在庫枚数に差異が生じた際の事務手続についてフロー図を作成し、証紙事務担当者マニュアルに追加し、今後事故が発生した際に事務手続に漏れが発生しないよう担当内に周知した。</p> <p>併せて、証紙の取扱手順を見直し、必要な紛失防止措置をとることについてもマニュアルに明記し、周知した。</p>
会計管理者	出納総務課	令和3年10月8日 (第250号)	令和2年度に締結した「令和2年度公用車安全運転実技研修」について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。	<p>再発防止に向けて、監査結果を全職員に周知するとともに、以下の取組を実施した。</p> <p>財務に関するチェックシート（契約編）を活用し、契約時に必要な書類の徴取漏れがないように複数人によるチェックを徹底することとした。</p>

教育委員会	保健体育課	令和3年10月8日 (第250号)	令和2年度に締結した「埼玉県学校安全総合支援事業委託」について、執行伺を作成していなかったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、所属内の全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 課の出納員による全職員を対象とした財務研修を実施することとした。 2 執行伺の作成漏れを防ぐため、支出負担行為決議書の決裁時に必ず執行伺の起案書を添付させ、執行伺が作成済であることを確認することとした。 3 自己検査のチェック項目に「執行伺の作成は漏れていないか」の確認欄を追加し、複数職員によるチェックを徹底することとした。
教育委員会	教職員採用課	令和3年10月8日 (第250号)	令和2年度に締結した「令和3年度埼玉県公立学校教員採用選考試験等適性検査採点処理業務委託単価契約」について、契約内容に個人情報の取扱いが含まれるにもかかわらず、「個人情報の取扱いに関する誓約書」に係る事項について定めておらず、当該誓約書の写しを受注者に提出させていなかったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、所属内の全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 課の出納員による全職員を対象とした財務研修を実施することとした。 2 個人情報の取扱いが含まれる他の契約について、「個人情報の取扱いに関する誓約書」に係る事項を定め、誓約書の写しの提出を受けているか再度確認をした。 3 契約書及び仕様書に基づいて受注者に提出を求める書類とその提出期限を記した一覧表を受注者に示すこととした。 <p>また、「提出書類チェックリスト」を作成し、必要書類の提出漏れを防止することとした。</p>